

観光地形成促進計画

令和4年8月

沖縄県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	2
3	計画期間	2
4	観光地形成促進地域の区域	2
(1)	地域の要件	2
(2)	指定する地域の区域	3
5	措置の内容	3
(1)	北部圏域	4
(2)	中部圏域	6
(3)	南部圏域	8
(4)	宮古圏域	10
(5)	八重山圏域	12
6	措置の実施により見込まれる効果	13
7	実施計画の認定に関する基本的事項	14
(1)	実施計画への記載事項	14
(2)	認定事業者に対する支援措置	14
(3)	認定基準	14

1 計画策定の意義

沖縄県は、多数の島々が点在する海洋島しょ県としての特性を有するとともに、温暖な亜熱帯海洋性気候のもと目映い白砂で形成された海岸線や発達したサンゴ礁で彩られた美しい沿岸域と多くの固有種や希少種を育む奥深い森林、河川などの優れた自然環境に恵まれているほか、近隣諸国との交流を通じて培われた伝統文化や県内独自の伝統行事、歴史などを数多く有している。

沖縄観光の発展を図るため、これら固有の魅力に満ちた地理的、自然的な特性や文化資源などを有効に活用し、各種観光施策の推進に取り組んできたところである。

本土復帰以降、国内外との交流を促進するための玄関口である空港や港湾の機能強化が図られるとともに、幹線道路網の整備やモノレールの延長等による観光拠点エリアを結ぶ交通の円滑化が図られてきた。これらの基盤整備の推進と合わせて、各市場特性に応じた誘客活動を展開し需要創出を行った結果、令和元年度に関東、関西を中心に国内46路線、台湾、韓国、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシアなど海外19路線の定期路線が就航し、航空路線ネットワークが構築された。

また、文化面においては、世界文化遺産に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（平成12年12月）、日本遺産ストーリーに認定された『琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能』』（令和元年5月）、ユネスコ無形文化遺産に登録された組踊（平成22年11月）、同じくユネスコの無形文化遺産への登録を目指している沖縄を発祥の地とする空手などを生かした魅力ある観光地づくりを促進してきた。

こうした取組の結果、入域観光客数は、統計を取り始めた昭和47年度の55万8,593人から平成30年度には1,000万4,300人となり、初めて1,000万人を突破し、順調にその数を伸ばしてきた。

しかし、令和2年から世界中で流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の入域観光客数は258万人と昭和63年度と同等の水準まで激減し、観光収入も対前年度比4,562億円減の2,485億円となるなど、観光産業は極めて困難な状況下に置かれている。

このような状況下において、沖縄県は令和4年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」を、また7月には「第6次沖縄県観光振興基本計画」を策定し、その基本施策に「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革」を位置づけ、その実現に向けて安全・安心・快適でSDGsに適応した観

光地マネジメントを推進するとともに、質の高い観光に向けて沖縄ブランドの強化と ICT 等の活用や DX の推進、沖縄が持つ独自の自然環境、文化・伝統・芸能、空手・スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーを生かした満足度の高いツーリズムの推進に資する施策を展開することとしている。

さらに、滞在日数の延長と観光消費額の向上につなげていくため、旅行環境の基盤となる拠点などの整備や観光人材の育成・確保を推進し、国内外から訪れる観光客数の増大や観光客の満足度の向上等を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けて観光においても脱炭素化につながる取組を積極的に促進する。

以上のことを踏まえ、国内外からの観光旅客の来訪に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため、今般改正された観光地形成促進地域制度の効果的な活用を促すとともに、観光関連施設の整備を促進させる各種施策や具体的措置を明らかにした観光地形成促進計画を策定するものである。

2 計画の性格

観光地形成促進計画は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第 6 条に基づき、沖縄振興基本方針に即して策定するものであり、沖縄振興計画、第 6 次沖縄県観光振興基本計画を踏まえつつ、法に規定する観光地形成促進計画の期間、観光地形成促進地域の区域及び観光関連施設の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容、当該措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果及び観光地形成促進措置実施計画の認定に関する基本的事項を明示するものである。

3 計画期間

計画期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 13 年度末までとする。

4 観光地形成促進地域の区域

(1) 地域の要件

観光地形成促進地域の区域は、法第 6 条第 2 項第 2 号に基づき、沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第 6 条に規定する以下の要件を満たす地域とする。

- ① 優れた自然の風景地、文化財その他の観光資源を有する地域であること。

- ② 自然的社会的条件からみて一体として法第6条第2項第3号に規定する観光関連施設の整備を図ることが相当と認められる地域であること。
- ③ 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること。
- ④ 観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

(2) 指定する地域の区域

本県に点在する優れた自然の風景地、文化財、観光関連施設、ビーチなどの観光資源は、それぞれが独立した形で存在するのではなく、道路、空港、港湾等の交通手段により有機的なネットワークを形成していることから、その整備にあたっては、広域的な観光の振興に向けて、自然的・地理的条件、経済、日常生活圏、社会的文化圏など総合的な観点の下、地域の環境や一体性に配慮しながら推進する必要がある。

また、沖縄県における総合的な基本計画である沖縄振興計画においても同様の観点から、本県を北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5圏域に分けて沖縄振興に係る施策の展開を図ることとしている。

これらのことを踏まえ、観光地形成促進地域において指定する「区域」については、次のとおり各圏域を単位として、全県を指定するものとする。

① 北部圏域

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

② 中部圏域

沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村

③ 南部圏域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、渡名喜村、南大東村、北大東村

④ 宮古圏域

宮古島市、多良間村

⑤ 八重山圏域

石垣市、竹富町、与那国町

5 措置の内容

観光地形成促進地域における観光関連施設の整備にあたっては、各圏域が有する自然環境、歴史・文化・芸能、風景等の固有の特性を踏まえるとともに、拠点となりうる施設については、県及び市町村の土地利用計画等を踏まえ、市町村等と連携のうえ整備を促進する。

また、観光関連施設の整備にあたり、環境影響評価法・条例のほか、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の関係法令を遵守し、それらに基づき作成された諸計画に沿って推進することはもちろん、観光関連施設の整備を行う事業者に対し、関係法令等による規制内容や各種手続について周知徹底を行うものとする。

(1) 北部圏域

① 主な特性

本圏域は、1市2町9村で構成され、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町以北と伊江島、伊是名島、伊平屋島等の周辺離島で形成されている。

本圏域は、サンゴ礁を有する美しい海やマングローブ林を有する河口などの豊かな自然環境を有しており、イタジイを中心に広がる常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育する場所として、令和3年7月に世界自然遺産に登録された。

特に、美しい自然海岸を有し沖縄海岸国定公園に指定されている西海岸地域では、本県を代表する観光地が形成され、多くのリゾートホテルが建ち並んでいる。

このほか、本圏域においては第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史的・文化的に優れた資源を有している。

② 措置の内容

ア 観光関連施設の整備の促進を図るための措置

本圏域は、地域固有の資源を活用した体験型プログラムなど新たな観光と新たなデジタル技術を組み合わせ、自然保護を前提とする持続的発展ができる観光地としてのフロンティアとなる可能性を秘めており、沖縄海岸国定公園に指定される西海岸地域や沖縄美ら海水族館などの地域資源と貴重な動植物が生息・生育する自然豊かな環境を有する世界自然遺産に登録されたやん

ばるの森や、世界文化遺産に登録された今帰仁城跡、芭蕉布などの伝統文化等の保全と活用との調和を図り、持続可能な地域の形成を促進する。

特に、世界自然遺産に登録された地域を有する国頭村、大宜味村、東村及び近隣市町村では、ガイド制度の普及や観光客の入域管理など、持続可能な観光受入体制の構築に取り組むとともに、やんばるの森を活用した観光拠点の形成や星空ツーリズム、グランピング、ワーケーションなどの滞在型観光を推進する。

また、県内最大規模の集客を誇る本部町の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区では、同地区やその周辺地域における滞在期間の延長や消費を高めるため、拠点施設の機能充実を図るとともに、大規模テーマパーク事業計画を含む周辺地域への周遊や特産品の販売促進など更なる波及効果をもたらす取組等を圏域内の各地域における関係機関と連携して促進する。

さらに、ブセナ地区や恩納村の海岸線に代表される西海岸地域、カヌチャ地域等では、リゾート施設と万国津梁館のほか、沖縄科学技術大学院大学（OIST）をはじめとする北部圏域に拠点を置く県内学術機関の連携によるMICE誘致・受入れを図るとともに、宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市までに至る環金武湾地域では、金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光を促進する。

加えて、本圏域全体においては、地域イベントの充実を促進しつつ、地域固有の資源を新たに掘り起こして活用し、多様化する旅行者ニーズに対応する自然・文化・農業・漁業体験等を軸としたエコツーリズム、アドベンチャーツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、ヘルスツーリズム等を推進するとともに、ICTを駆使し観光のバリエーションを広げ、観光の質を向上させることにより、観光客のリピート率を高めるなど持続的な観光へとつながる施策を推進する。

また、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けて、プロスポーツチームや実業団チーム等がキャンプやトレーニングを行う受入地としての知名度の向上の取組や各種スポーツイベント等を活用したスポーツツーリズムを推進するとともに、スポーツマネジメント人材の育成を行い、スポーツを活用した沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡大、多様な新ビジネスの継続的な推進を牽引する人材を育成する。

イ 公共施設の整備その他の措置

県民や観光客の移動利便性や産業の生産性の向上を図るため、広域交流拠

点的那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を前提とした都市間交通と並行して、交通結節点、フィーダー（支線）交通、地域道路網等が連携する有機的な公共交通ネットワークの構築を推進する。

また、主要観光地や周辺地域の観光地の整備計画等を見据えつつ、それらを結ぶ交通アクセスを改善する名護東道路の延長や名護市以南における沖縄自動車道のインターチェンジの新設などの整備に向けた取組を推進し、より円滑な交通ネットワークの構築を図る。

さらに、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成と合わせて、それらを補完する市町村道の整備を促進する。

また、本部港におけるクルーズ船受入体制の整備や物流機能の強化を図り、本圏域の人流・物流を支える玄関口として港湾機能の強化を図る。

加えて、沖縄を代表する観光地にふさわしい沿道景観の整備やまちなみ景観の創出など、個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上を図るほか、環境に配慮した施設の整備を促進する。

さらに、国内外からの観光客の多様なニーズに対応可能な民間宿泊施設の整備を促進するとともに、案内表示の多言語化やICTの活用など観光の質を向上させる環境整備に取り組む。

(2) 中部圏域

① 主な特性

本圏域は、沖縄本島中央部に位置する3市3町3村で構成され、都市機能が集積しているほか、圏域内唯一の離島である津堅島や架橋で結ばれた伊計島、浜比嘉島等で構成されている。

西海岸地域を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成され、東海岸地域では、スポーツコンベンション拠点の形成が図られている。

また、世界遺産に登録された中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財が存在しているほか、沖縄市を中心に、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」が醸成されている。

② 措置の内容

ア 観光関連施設の整備の促進を図るための措置

本圏域においては、有形・無形の多様な文化資源を生かした体験・滞在型

観光など地域資源を活用した本圏域特有の観光スタイルを創出するとともに、良好な景観の形成や環境の保全、経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進することによって、豊かで美しい観光・都市空間の創出に取り組む。

また、国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心に、音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進するとともに、うるま市を含む環金武湾地域において金武湾の特性を生かした海洋レジャー等の創出を推進する。

さらに、本圏域に集積するスポーツ施設の機能拡充を促進するとともに、プロスポーツキャンプ等の受入れやおきなわマラソンなど各種スポーツイベント開催をはじめとするスポーツツーリズムを推進する。

イ 公共施設の整備その他の措置

自然環境に配慮した効率的・効果的な都市機能の再編・整備の観点から、関係自治体等との連携の下、広域的な調整等を進めつつ、適切な土地利用を促進する。

西海岸地域においては、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、集積するリゾートホテルやコンベンション施設、マリナー等を生かした他圏域との適切な補完により、魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロントリゾート地の形成を図る。

東海岸地域においては、保全と開発の両立を図りながら、良好な居住環境と産業・観光振興とが調和する土地利用を図る。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄西海岸道路の整備に向けた取組を促進するとともに、本島東西間を結ぶ県道 24 号線バイパス、宜野湾北中城線、浦添西原線等の整備や、幸地インターチェンジ、池武当インターチェンジ等の追加インターチェンジの整備に向けた取組を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る。

中城湾港では、新港地区においてクルーズ船の受入拠点の形成、泡瀬地区において東部海浜開発事業を推進する。

また、東部海浜開発地区「潮乃森」など、新たなスポーツコンベンション拠点を有するビーチフロント観光地の形成を推進するとともにスーパーヨット導入に向けた調査及び検討に取り組む。

さらに、国内外からの観光客の多様なニーズに対応可能な民間宿泊施設の整備を促進するとともに、案内表示の多言語化や ICT の活用など観光の質を

向上させるための環境整備を図る。

(3) 南部圏域

① 主な特性

本圏域は周辺離島町村を含め5市4町6村で構成され、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっている。

本圏域は、戦跡として唯一の国立公園である沖縄戦跡国立公園が指定されている地域であり、沖縄戦で灰じんに帰した首里城は本土復帰20周年を記念し、国営公園として復元され、首里城跡は2000年に世界文化遺産に登録された。しかしながら、令和元年の首里城火災により、正殿や文化財等が焼失し、現在、復興に向けた取組を進めている。

また、本圏域の離島地域においては、座間味村、渡嘉敷村をはじめ世界有数のダイビングスポットとして注目されており、各地域の特性を生かした産業振興等の取組が進められている。

② 措置の内容

ア 観光関連施設の整備の促進を図るための措置

本圏域においては、良好な景観の形成や環境保全、経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。

沖縄戦跡国立公園を中心に戦跡の保存・活用など平和発信地域の形成や当該国立公園の特別地域の範囲の見直しに取り組み、平和の発信と歴史的風景の保全を両立する地域を形成する。

沖縄空手会館を拠点に世界大会の開催や空手愛好家の受入体制の強化の取組と合わせ「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信するとともに、那覇新都心地区の沖縄県立博物館・美術館や浦添市の国立劇場おきなわなどの文化施設について、機能の充実を図る。

伝統工芸の技術・技法の継承とともに、おきなわ工芸の杜を活用した商品開発、マーケティング、ブランド力向上等の取組を推進し、地域の伝統工芸の魅力や価値の向上を図る。

さらに、東海岸地域においては、観光地域づくり法人(DMO)等との連携による観光周遊の広域化と、地域の魅力を生かした観光施策の展開を推進する。

また、歴史文化資源や観光資源といった地域の魅力をつなぐサイクルツー

リズムを推進するなど、スポーツによる地域活性化に資する取組を促進するとともに、NAHA マラソンなど南部各地で開催されるスポーツ大会や大綱ひき、ハーリー等の各種イベントの充実を図ることによって、観光客増大に向けた誘客活動を促進する。

イ 公共施設の整備その他の措置

首里城を中心とした歴史・文化の復興に向けて、首里城正殿等の早期復元や復元過程の公開、首里城公園の魅力向上や施設管理体制の強化、戦災により焼失した中城御殿や円覚寺等の文化財の保存・復元整備、第32軍司令部壕の保存・公開に向けた取組を推進する。

さらに、斎場御嶽など琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進する。

西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング施設、コンベンション施設、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション施設等を生かして他圏域と適切な補完の下、魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロントリゾート地の形成を図り、施設の充実及び受入体制の強化に取り組む。

また、東海岸地域においては、マリンタウン MICE エリアにおける大型 MICE 施設の整備に向けた取組を推進し、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICE を中心とした魅力あるまちづくりに取り組む。

加えて、ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、本島南北軸である那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道329号西原バイパス等の整備に向けた取組を推進するとともに、東西軸である南部東道路等の整備を推進する。

また、モノレールやBRT、LRTなど様々なシステムの導入検討等を含め、市町村と連携して地域にふさわしい広域的な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進する。

国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、新ターミナル等空港施設の拡張整備に向けた取組を推進するなど、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組む。

那覇港については、フライ・アンド・クルーズ等の高付加価値化を促す多様なクルーズの誘致等を推進するとともに、那覇港の歴史・文化、自然環境や周辺離島との連携等を活かしたウォーターフロント空間の創出を図り、ま

た、浦添ふ頭地区においては、富裕層の長期滞在型観光等の拠点となる観光地の形成等に向けて取り組む。

中城湾港については、西原与那原地区においてスーパーヨットの受入拠点や大型 MICE 施設と連動したウォーターフロント空間の形成を図るとともに、海洋性レクリエーション需要への対応や水際空間の有効利用等を図る。

さらに、国内外からの観光客の多様なニーズに対応可能な民間宿泊施設の整備を促進するとともに、案内表示の多言語化や ICT の活用など観光の質を向上させるための環境整備を図る。

(4) 宮古圏域

① 主な特性

本圏域は1市1村で構成され、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島及び水納島の有人8離島を有している。

本圏域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地が広がる豊かな農村景観や「与那覇・前浜」等の美しい砂浜、沿岸域には美しいサンゴ礁の海が広がるとともに、池間島の北方には国内最大級のサンゴ礁群である八重干瀬が広がるなど、恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや各種スポーツイベントが盛んな地域である。また、国の重要無形民俗文化財に指定されている「宮古島のパーントゥ」や「多良間の豊年祭」（八月踊り）、重要無形文化財（工芸技術）に指定されている「宮古上布」など固有の文化を有している。

② 措置の内容

ア 観光関連施設の整備の促進を図るための措置

自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等を推進する。

世界規模の全日本トライアスロン宮古島大会等のスポーツイベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図るとともに、各種スポーツキャンプの誘致を進め、スポーツを通じた観光振興や経済振興に取り組み「スポーツアイランド沖縄」の形成につながる特色ある環境の整備を促進し、エコツーリズム、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなどの体験・滞在型観光を推進する。

加えて、美しい砂浜や有数のダイビングスポット、農業用地下ダムや自然

エネルギー施設などの産業観光施設、地域の歴史・文化資源、マンゴーに代表される熱帯果樹等の農林水産物、地域のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進する。

多良間島においては、海洋レジャー、自然観察など豊かな観光資源を活用した多様な取組を促進するとともに、伊良部島においては、下地島空港旅客ターミナル施設の開業や伊良部大橋の架橋を生かし、ワンランク上のリゾートライフをコンセプトにラグジュアリーな宿泊施設の立地を促進するなど、富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する。

加えて、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けた働きかけによる航空路の充実とクルーズ船やスーパーヨットの誘致などの観光誘客活動を地域との連携により推進する。また、離島地域における自然、文化など多様な魅力を観光資源として積極的に活用するため、魅力を発信し各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に係る機関と連携して取り組む。

イ 公共施設の整備その他の措置

本圏域の拠点都市である宮古島市においては、ユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れた都市機能の充実・強化と景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進し、魅力的な都市圏の形成を図る。

さらに、御嶽や名勝、石垣など、本圏域ならではの景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進し、快適で質の高い住環境の創出を図る。加えて、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備を推進する。

本圏域に宮古空港と下地島空港の二つの空の玄関口があることを生かし、両空港の特性を生かした機能強化を図るとともに、国内への路線拡充に向けて取り組む。また、下地島空港においては、国際線やプライベートジェット機等の受入強化に取り組むとともに、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開を促進する。

本圏域の海の玄関口である平良港においては、大型クルーズ船の受入環境の整備や物流機能の強化を図るとともに、平良港のトゥリバー地区における観光エリア拠点の形成を促進する。

あわせて、空港、港湾等の広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線等の幹線道路等及びこれらを補完する市町村道の整備を促進する。

さらに、国内外からの観光客の多様なニーズに対応可能な民間宿泊施設の

整備を促進するとともに、案内表示の多言語化や ICT の活用など観光の質を向上させるための環境整備を図る。

(5) 八重山圏域

① 主な特性

本圏域は我が国の最南西端に位置し、1市2町で構成され、石垣島、竹富島、小浜島、黒島、西表島、波照間島、鳩間島、与那国島など有人13離島と2つの無人離島、計15の指定離島のほか、尖閣諸島で構成されている。

本圏域においては、日本最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖をはじめ、県内最高峰の於茂登岳、ラムサール条約登録湿地である名蔵アンパルなどが国立公園に指定されているほか、原生状態に近い亜熱帯性広葉樹林や国内最大規模のマングローブ林を有する西表島は、イリオモテヤマネコ、ヤエヤマセマルハコガメ等の貴重な動植物が生息・生育する場所として令和3年7月に世界自然遺産に登録されるなど、多様性に富んだ優れた自然環境を有している。

また、多種多様な民俗芸能が伝承されるなど、独特の歴史的・文化的環境を有する多様性に富んだ地域となっている。

さらに、本圏域においては、八重山上布やミンサー、与那国織等の工芸、各島の唄や踊りに代表される伝統芸能など独特な伝統文化が国の「重要無形民俗文化財」の指定を受け、豊かな自然環境や魅力的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光地の一つとなっている。

② 措置の内容

ア 観光関連施設の整備の促進を図るための措置

自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等を推進する。

特に、世界自然遺産に登録された西表島では、ガイド制度の普及や観光客の入域管理など、持続可能な観光受入体制の構築に取り組むとともに、石西礁湖をはじめ世界有数といわれるサンゴ礁域や西表島の広大な原生林・マングローブ林など、多様性に富んだ自然環境を生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズム等の体験・滞在型観光を推進する。

さらに、本圏域においては、スポーツキャンプの誘致活動を実施するとともに、受入環境の充実を図り、サイクルツーリズムの推進、大規模スポーツ

イベントの実施によりスポーツによる地域活性化を進める。

加えて、とぅばら一ま大会等の民俗芸能イベントや石垣島トライアスロンなど各種イベントの充実や、パインアップル等の特色ある農林水産物、昔ながらの美しい集落景観など島々の特性や豊かな自然、伝統文化等を生かした周遊ルートが多様化を促進する。

さらに、新規航空会社の誘致など航空路の充実、クルーズ船やスーパーヨットの誘致など近隣諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進する。また、離島地域における自然、文化など多様な魅力を観光資源として積極的に活用するため、魅力を発信し各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組む。

イ 公共施設の整備その他の措置

新石垣空港については、国際線の受入機能を強化するとともに、水際対策として検疫・防疫体制の強化に向けた取組を推進する。また、その他の空港においては、更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及びダイヤ等の改善を図る。

石垣港においては、日本最南端の国際交流機能の充実化を図るため、大型クルーズ船及びスーパーヨットの受入環境の整備や物流機能の強化を図る。

また、石垣島においては、空港、港湾等の広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する石垣空港線等の幹線道路等及びこれらを補完する市町村道の整備を促進するとともに、新石垣空港から石垣港及び周辺離島との交通利便性の向上や広域交流・広域連携を促進する。また、南ぬ浜町においては、美崎町地区の都市再開発と一体とした観光・リゾート拠点としての整備を推進する。

さらに、本圏域においては、名勝、屋敷林、石垣、赤瓦など、本圏域ならではの景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進する。

加えて、国内外からの観光客の多様なニーズに対応可能な民間宿泊施設の整備を促進するとともに、案内表示の多言語化や ICT の活用など観光の質を向上させるための環境整備を図る。

6 措置の実施により見込まれる効果

観光地形成促進地域において、観光地形成促進計画による各種措置の実施を通じ、沖縄観光の高付加価値化が図られ、当該地域における国内外からの観光旅客

の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地が形成されることが見込まれる。

また、民間観光関連施設の設置数の増加（令和3年度までの設置数225施設を令和13年度までに406施設に増加）及び特定民間観光関連施設の設備投資額の増加（令和3年度までの平均投資額561,000千円を令和13年度までに842,000千円に増加）を目標として当該地域内に設置された観光関連施設等により観光客の集積を図り、令和13年度までに、第6次沖縄県観光振興基本計画で定める観光収入1.2兆円、入泊数4,200万人泊等の目標フレームの達成に寄与することができる。

7 実施計画の認定に関する基本的事項

(1) 実施計画への記載事項

法第7条の2第1項に定める観光地形成促進措置実施計画（以下「実施計画」という。）に関する記載事項は次のとおりとする。

- ① 観光地形成促進措置により達成しようとする目標
- ② 観光地形成促進措置の内容及び実施期間
- ③ 観光地形成促進措置の実施体制
- ④ 観光地形成促進措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 観光地形成促進措置の実施により見込まれる効果等

(2) 認定事業者に対する支援措置

- ① 中小企業信用保険法の特例（中小企業庁）
- ② 中小企業投資育成株式会社法の特例（中小企業庁）
- ③ 課税の特例※
- ④ 沖縄観光リゾート産業振興貸付（沖縄振興開発金融公庫）

※③の措置の対象者は、認定事業者のうち、法第8条第1項の規定に基づき主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。

(3) 認定基準

実施計画の認定にあたっては、以下の基準に適合することを確認するものとする。

- ① 観光地形成促進計画の内容等に適合していること
- ② 観光地形成促進措置を実施することが観光地形成促進地域の区域における

国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切なものであること

- ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれていること
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること
- ③ 観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること
- ア 措置の実施主体が特定されていること
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること